

將軍家斉の「御立寄」と「御通抜」

はじめに

一 家斉の邸宅訪問

- (一) 一橋邸御立寄
- (二) 田安邸御立寄
- (三) 清水邸御立寄
- (四) 御三卿以外の事例

小括

二 御立寄式次第

- (一) 將軍御成の式次第
- (二) 天保三年の尾張藩市谷邸御立寄

小括

三 家斉の御通抜

おわりに

吉成香澄

はじめに

前号の紀要の拙稿⁽¹⁾では、十一代斉朝正室淑姫の御守殿への將軍家斉の御立寄について検討した。そのなかで、家斉の御立寄がほぼ毎年行われ、徐々に日程が固定化し、定例化していくことを指摘した。

本稿ではその点をさらに広げて、家斉の御立寄・御通抜の傾向について検討してみたい。尾張藩における家斉の御通抜を研究した佐藤豊三氏⁽²⁾によると、本来、將軍が御三家のうち尾張家へ御成をした場合、紀伊・水戸家へも行わなければならなかったが、「御通抜」とすることでほかの家への御成を省略し、幕府・藩財政の負担を軽減する意味があったという。『南紀徳川史』における文政一〇年(一八二七)の紀伊赤坂邸の記述でも、家斉の御立寄を「規式低減の点よりの称にて御序を以御立寄り被遊の義なり」としており、逼迫した幕府・藩財政に配慮したものと捉えられている。⁽³⁾

本稿では、まず家斉の邸宅訪問の全体数をおさえ、訪問先の傾向や頻度

を確認する。次に、將軍が子を訪問する御成として、八代將軍吉宗の御成と家斉の御立寄の式次第を比較し、御立寄の特色をつかむ。また、家斉の御立寄と御通抜の区別について検討する。そのうえで家斉の御立寄・御通抜の意義について考察したい。

一 家斉の邸宅訪問

表一は、家斉の御成・御立寄・御通抜として、屋敷・屋形を訪問した事例を集めたものである。典拠として「御徒方萬年記」(東大史料編纂所蔵本)⁽⁴⁾を中心に使用した。本史料は国立公文書館所蔵内閣文庫本(「内閣文庫所蔵史籍叢刊」六八〇七九、汲古書院 所収)がよく知られているが、寛政〓文化期にかけては欠本が多いため、本稿では前者を使用した。ただし、文化七年から九年にかけては、御立寄の情報が記載されていないので、『徳川実紀』などで補った。

後述にもあるが、將軍の訪問について、迎える側は「御成」もしくは実際よりも格上の表現を用いがちである。そのため、藩側の史料に依るのではなく、幕府側の史料である「御徒方萬年記」などからそれぞれの訪問の表現をおさえた。本稿では、各事例における御成・御立寄・御通抜の別を、この表一にもとづいて論じていく。

さて表一によると、家斉は寛政期から御三卿の一橋家と田安家へはほぼ年に一度の頻度で御立寄を行っていることが判明する。当初は実父である一橋治済のもとへ行っていたが、寛政五年(一七九三)から一橋家の神田橋邸にも行くようになり、同年から田安邸への訪問が行われるようになった。

清水屋形へはいわゆる明屋形時代に御成として訪問が行われ、文化七年以

降は御立寄として行われた。また、御三卿以外には、尾張藩の下屋敷・御守殿への訪問が目立ち、ほかの紀伊藩邸や御住居へは定期的な訪問は行われていない。

では、これらの家ごとに、状況をみていきたい。

(一) 一橋邸御立寄

家斉が御三卿への御立寄を初めて行なったのは、寛政元年二月二七日で、実家である一橋邸だった。家斉は天明元年(一七八二)に將軍世子として江戸城西丸に入り、同七年に一五歳で將軍位についた。寛政元年二月四日に近衛寔子と結婚しているので、その報告のための訪問だった可能性がある。

一橋治済は、寛政三年二月二八日に飯田町屋敷を拝領して、翌四年正月に一橋邸から移転する。しかし飯田町屋敷は同年七月に類焼したため、九月に神田橋邸を賜り、飯田町屋敷は返納された。同年一〇月、治済は神田橋邸に隠居し、一橋邸は次期当主斉敦に譲られた。

家斉は治済のいる神田橋邸と、弟斉敦のいる一橋邸それぞれをほぼ年に一度ずつ御立寄を行なっている。「一橋家」への訪問であれば、当主のいるほうどちらか为好いと思われるが、毎年両方へ行くことに家斉の意図を感じられる。

(二) 田安邸御立寄

寛政五年に、家斉の初めての田安邸訪問は、御成として行われた。家斉

【表一】家斉屋敷訪問一覧

文化		享和		寛政												年			
二年	元年	三年	二年	元年	一二年	一一年	一〇年	九年	八年	七年	六年	五年	四年	三年	二年	元年	西暦	家斉年齢	
一八〇五	一八〇四	一八〇三	一八〇二	一八〇一	一八〇〇	一七九九	一七九八	一七九七	一七九六	一七九五	一七九四	一七九三	一七九二	一七九一	一七九〇	一七八九			
33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17			
																	治済	当主	一橋家
26	25	24	23	22	21	20	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	年齢訪問日	家斉	
9/5〇(神)	正21(神)、 閏8/27(神) (中止カ)	9/27、 3/5(神)	9/23、 閏正18(神)	8/4、 18/9(神)	9/6(神)	9/2	8/27、 18(神)	8/2、 18/6(神)	10/2、 4、4(神)	9/2、 18/2(神)	9/2、 18/13(神)	10/2、 25/13(神)	2/3	2/27	5/3、 5/2	2/27			
																	重好	当主	田安家
27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	年齢訪問日	家斉	
		3/18	10/9	9/25	9/21	10/9	10/3、 2/18	9/18	10/3、 9/9	3/23	3/18	5/28成							
																	重好	当主	御立寄先
							(明屋形)	[敦之助]		(明屋形)									
5							3				50	49	48	47	46	45	年齢訪問日	清水家	
11/18成	3/9〇成		3/9〇成	3/15成	3/25成	4/23													
尾張市谷御守殿	尾張市谷御守殿	尾張市谷御守殿	尾張市谷御守殿	尾張市谷御守殿	尾張市谷御守殿	尾張市谷御守殿	尾張市谷御守殿	尾張市谷御守殿	尾張市谷御守殿	尾張市谷御守殿	尾張市谷御守殿	尾張市谷御守殿	尾張市谷御守殿	尾張市谷御守殿	尾張市谷御守殿	尾張市谷御守殿	尾張市谷御守殿	尾張市谷御守殿	
淑姫	淑姫	淑姫	淑姫	淑姫	淑姫	淑姫	宗陸	宗陸		宗陸		宗陸					訪問先	主人	
3/27	3/13	3/13	10/23	3/28	9/27		10/7通	5/21通		4/9通		3/23通					訪問日		
							清5/7敦之助死去												備考
							3/24以後、清水屋形への御立寄は御成と称する達												(一)飯田橋屋敷へ初御立寄
																			(二)一ツ橋屋形へ初御立寄

將軍家斉の「御立寄」と「御通拔」

九年	八年	七年	六年	五年	四年	三年	二年	元年	一四年	一三年	一二年	一一年	一〇年	九年	八年	七年	六年	五年	四年	三年
一八二六	一八二五	一八二四	一八二三	一八二二	一八二一	一八二〇	一八一九	一八一八	一八一七	一八一六	一八一五	一八一四	一八一三	一八一二	一八一一	一八一〇	一八〇九	一八〇八	一八〇七	一八〇六
54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34

齊礼

24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27
10 4 / 21 5、 (神)	9 3 / 27 9、 〇(神)、 (神)	9 3 3 / 18 27、 18、	10 3 / 21 13 (神)、	4 / 13 (神)	10 3 / 9 23 〇(神)、	10 3 / 18 9 (神)、	9 3 / 21 28 (神)、	10 3 / 10 25 (神)	3 / 5	5 / 23 (神)	9 3 / 25 23 (神)、	3 11 / 4 5、 〇	3 / 23	10 3 / 18 6 (神)、		10 5 / 25 2、 (神)◎	10 3 / 3 4、	11 3 / 6 9 〇(神)、	10 3 / 18 13 (神)、	9 2 / 25 18、 〇(神)

48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28
3 / 27		9 / 23	10 / 18	9 / 27	10 / 18	4 / 9	9 / 28	11 / 朔	4 / 9		10 / 15	9 / 27	4 / 27	9 / 25	9 / 25	3 / 2	9 / 27	4 / 21	8 / 27	9 / 28

齊明

保之丞

齊順

菊千代

18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6
通、8 / 9 21 27 〇(下)			4 / 27		10 / 27				10 / 9			3 / 9		3 / 9	4 / 13	4 / 13 ?	3 / 9 成	4 / 13 〇成		
福井靈岸島御住居						福井靈岸島御住居	尾張戸山屋敷				尾張市谷御守殿 水戸小石川御守殿	尾張市谷御守殿	尾張市谷御守殿	尾張市谷御守殿	尾張市谷御守殿	尾張市谷御守殿	尾張市谷御守殿	尾張市谷御守殿	尾張市谷御守殿	尾張市谷御守殿
浅姫						浅姫	齊朝				峯姫 淑姫	淑姫	淑姫	淑姫	淑姫	淑姫	淑姫	淑姫	淑姫	淑姫
8 / 9 通						9 / 11 通	通、4 / 6				10 4 / 18 25	3 / 27	4 / 9		4 / 18	3 / 18	3 / 13	3 / 18	3 / 18	8 / 27
(福) 8 / 12 浅姫女子出産		(紀) 6 / 6 齊順家督相続					(福) 11 / 29 浅姫入興			(清) 12 / 11 / 3 保之丞移徙	(紀) 6 / 3 齊順養子入 藩邸引移、婚姻					(清) 11 / 15 移徙 菊千代清水邸へ				

		天保																
八年	七年	六年	五年	四年	三年	二年	元年	一二年	一一年	一〇年	一八二七							
一八三七	一八三六	一八三五	一八三四	一八三三	一八三二	一八三一	一八三〇	一八二九	一八二八	55								
65	64	63	62	61	60	59	58	57	56									
							齊位											
							20	19	18	17	16	15	14	13	27	26	25	
															3		延引 2 / 9 19 / 19 (神) ↓	
							齊荘											
							28	27	57	56	55	54	53	52	51	50	49	
														閏3 / 3				
																	齊彊	
							18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	
													3 / 13		3 / 27			
												尾張市谷屋敷			加賀本郷御住居		紀伊殿屋敷	
															溶姫		齊順	
															3 / 13通		9 / 18	
																		(一) 2 / 20 治済死去 (清) 6 / 10 齊明死去 (尾) 8 / 15 齊温家督相続 (加) 11 / 27 溶姫入興

・「御徒方万年記(東京大学史料編纂所本)をもとに作成し、『徳川実紀』などで補った。
 ・御立寄以外の訪問は、日付の後ろに「成(御成)」、「通(御通抜)」をつけた。
 ・「〇」をつけたものは、家斉と家慶が訪問。「◎」は家斉のほか峯姫と浅姫が同行した。
 ・(神)は神田橋屋形、(下)は下屋敷を示す。

の還御後に尾張・紀伊・水戸の御三家からも祝いの品が送られており、正式な「御成」であったとされている。^⑥以後は一橋邸と田安邸へ毎年「御立寄」として訪問している。田安家当主斉匡は、一橋治済の五男で家斉の弟である。

田安邸へは寛政五年五月二八日に初御成があり、文化七年三月二日まで一八回の御立寄、さらに箱崎屋敷への御立寄が八回、御通抜が一回記録されている。

箱崎屋敷とは田安家の下屋敷のことである。寛政八年正月二一日の大川筋御成にあたり、御膳所に指定され、それ以降は大川筋への御成で漁獵などをした後に家斉が立ち寄っている。この箱崎屋敷への家斉訪問の事例

を、表二にまとめた。

表二をみると、箱崎屋敷への家斉訪問を、田安家の史料では「被為人」「被成」という表現が用いられており、箱崎屋敷に「御膳所」とつけている例も多い。よって、箱崎屋敷は、田安家の下屋敷というよりは、ほかの鷹狩先の御膳所と同様に扱われた可能性が考えられる。そうになると、表二のうち7・8は両方の史料で「御立寄」と表現が一致しているが、本稿で扱うほかの事例(將軍御成に準じた御立寄)と同様のものか判断がつかかねるの、表二にあげた事例は表一には掲載しなかった。このように、將軍の訪問については、幕府側の表現と、訪問を受けた側の表現が異なることがま

【表二】家斉の田安箱崎邸訪問一覧

番号	開催日	訪問先 (御成→御立寄)	「御徒方万年記」	「御成御立寄并御通抜 之節御床飭」
1	寛政8.正.21	大川筋→箱崎田安下屋敷	初而被遊 御立寄	—
2	寛政8.12.5	大川筋→箱崎屋敷	大川筋江被為 成	箱崎御屋敷江御立寄
3	寛政12.正.21	箱崎屋敷→大川筋	箱崎田安下屋敷江被為 成	—
4	寛政12.10.27	大川筋→箱崎田安下屋敷	被為 入	箱崎御屋敷江御立寄
5	享和元.10.9	大川筋魚獵→箱崎田安下屋敷	御膳所	箱崎御屋敷江御立寄
6	享和2.10.18	大川筋魚獵上覧→御膳所箱崎田安下屋敷	被為 入	箱崎御屋敷江御立寄
7	享和3.11.18	大川筋→箱崎田安下屋敷	御立寄	箱崎御屋敷江御立寄
8	文化元.11.21	大川筋→箱崎田安下屋敷御膳所	御立寄	箱崎御屋敷江御立寄
9	文化2.10.2	大川通り魚獵→御膳所箱崎田安屋敷	被為 入	箱崎御屋敷江御立寄
10	文化3.11.2	大川筋魚獵→箱崎田安屋敷	被為 入	箱崎御屋敷江御立寄
11	文化4.7.25	浜御庭→箱崎田安下屋敷	被為 成	箱崎御屋敷江御通抜
12	文化4.11.6	大川筋魚獵→箱崎田安下屋敷	被為 入、如例膳所	箱崎御屋敷江御立寄

「御徒方萬年記」(東京大学史料編纂所蔵)、「御成御立寄并御通抜之節御床飭」(国文学研究資料館蔵)、
『続徳川実紀』より作成。

ま起こるので、注意が必要である。

(三) 清水邸御立寄

寛政五年以降、一橋・田安と御立寄が毎年行われるようになったが、家斉が清水邸を初めて訪問したのは同一一年である。清水家初代当主重好は、家斉の対立として將軍候補にあがっていた。重好の当主時代の訪問が見られないのは、そういった事情が関係するのかもしれない。

寛政一〇年七月一七日、家斉の五男敦之助が三歳で当主となった。同一〇年一月一五日に清水御用屋敷内の住居に越したものの、直後に本丸へ逗留し、翌年の家斉の清水邸訪問後の五月七日に死去した。⁽⁸⁾この当時、清水邸には先代重好の正室貞章院(田鶴宮)がおり、訪問時に家斉と貞章院が対顔したと考えられる。

家斉は敦之助死去後も清水邸を訪問している。寛政一〇二年三月二四日には、以後の清水邸御立寄は「御成」と称するようにとの達が出る。⁽⁹⁾清水邸は敦之助死去から斉順の当主就任までを「明屋形」と称されるが、貞章院が居住していることもあり、屋敷としての機能は残っていた。そのため、將軍訪問を迎えられたのだろう。

清水邸訪問の「御成」呼称は、表一にあるとおり斉順の当主就任後の文化六年まで確認できる。名目上は同二年に家斉七男の菊千代(斉順)が清水家当主となっているが、実際に斉順が清水邸へ移徙したのは同七年一月一五日である。そしてこれ以降は御立寄の名称に戻っている。このことから、寛政一二年から清水屋敷への訪問を「御成」と称したのは、清水家当主が屋敷に存在するか否かが関わると考えられる。

実子である当主が不在で先代の正室がいる屋形への訪問は、家斉にとつては血縁関係のない人物を訪ねることになる。さらに、貞章院は伏見宮貞建親王の王女である。このことから、訪問の名称を「御立寄」より格上の「御成」にしたとみられる。

(四) 御三卿以外の事例

表一の「その他」欄に着目すると、文化一一年まで御三卿以外では尾張家にのみ御通抜・御立寄を行っている。ほかには水戸小石川御守殿、福井靈巖島御住居、加賀本郷御住居といった家斉の娘の嫁ぎ先があり、紀伊邸への御立寄が一例である。

文化一二年の水戸小石川御守殿御立寄は、前年に家斉八女の峯姫が水戸家へ嫁いだことを受けてのものとみられる。文政二年一月に越前松平家へ嫁いだ二女浅姫、同一〇年一月に加賀前田家へ嫁いだ二女浴姫へも入興翌年に訪問している。このように、家斉の訪問パターンとして、嫁いだ娘のところへ入興の翌年に訪問するというものがあった。ただし、毎年定期的に訪問したのは、長女淑姫のみであった。また、浅姫・浴姫御住居へは、いずれも「御通抜」として行われた。⁽¹⁰⁾

紀伊家は、家斉の七男斉順が清水徳川家当主の座から紀伊藩主治宝の婿養子となり、文政七年に家督相続していた。御立寄が行われたのは、文政一〇年(二八二七)九月一八日である。⁽¹¹⁾ 当主就任から三年後の訪問となったが、嫁いだ娘へ対するように、息子を訪問したということだろう。

小括

家斉の御立寄は、実家である一橋邸からはじまり、寛政五年に父治済が神田橋屋敷を拝領するとそちらも御立寄が行われた。同年に弟斉匡が当主になっていた田安邸への御成があり、翌年から一橋同様毎年御立寄が行われた。しかし、清水家への御立寄は重好当主期には行われなかった。家斉にとっては、御三卿という枠ではなく、父・弟たちを訪問するつもりだったのではないかとみられる。

また紀伊家についても、それまで訪問はなく、斉順が家督相続したあとに行っているということは、家斉の訪問が家ではなくその主人に目的があったと考えられる。そしてその訪問対象になりうるのは、親・兄弟・子といった血縁関係のある人物に絞られていた傾向が浮かんでくる。

二 御立寄式次第

(一) 将軍御成の式次第

ここで、家の当主になった実子を訪ねる将軍の御成を、池ノ谷匡祐⁽¹²⁾氏の論文をもとにまとめた。事例とするのは、享保一七年(一七三二)二月二五日に行われた八代将軍吉宗の田安屋形初御成で、いわゆる式正の御成である。その式次第をかいつまんだものが次の(i)から(x)になる。

(i) 出御

(ii) 当主による出迎え

- (iii) 田安家付きで御目見以上の役人への門内外での御目見
- (iv) 御座の間、御次の間など複数の場所での下賜・献上儀礼
- (v) 式三献の饗応
- (vi) 刀の下賜・献上
- (vii) 半袴召替
- (viii) 当主相伴での酒肴の饗応
- (ix) 能(謡)鑑賞
- (x) 還御

この中で、(vi) 刀の下賜・献上は、主従関係を確認する重要な儀式で、室町期の式正の御成以来継承されたものだという。よって、吉宗による御三卿屋形御成は、単なる親子間の行き来という意味だけでなく、將軍と家臣という関係を示す重要な儀礼的行為であると評されている。

また、その次の(vii) 半袴召替とは、吉宗と宗武だけでなく、先話を勤めた老中二人・若年寄一人・御側衆二人・給仕の小姓のほか、奥向での御用の面々が、いずれも熨斗目・長袴から半袴へと着替えた。また、このときに御守・用人は時服を拝領し、女中は銀を拝領した。

このあと、(viii) 当主相伴での酒肴の饗応は御休息の間へ場所をうつつして、御成御膳(三汁一菜)を宗武相伴で食事した。(ix) 能(謡)鑑賞の場では、老中・若年寄・側衆へも料理(木具二汁八菜)が出され、その場に宗武が出座して老中と献酬するなか、観世大夫が謡を披露したという。また、御供奥向の面々へも料理(二汁六菜)がだされ、表向御供へは赤飯・吸物・酒、末々の御供へは赤飯・酒が出された。

これらをまとめると、(vi) までの諸儀礼は公的な意味合いの強いものであったのに対し、(vii) で半袴に着替えた後は私的で遊興的な度合いが強い

と、池ノ谷氏は指摘する。

さらに、吉宗による御三卿への御成は、式正の御成の下賜・献上儀礼↓饗応↓能鑑賞の流れを汲むものであり、御三卿はそれを受ける家格であると示す目的があったという。これは御三卿を、ただの將軍家庶子ではなく、一つの「家」として確立させる狙いがあるとみている。一方で刀の贈答儀礼を行うことで、親子の間柄でありながら、明確な主従関係を示したという。

なお、吉宗の御三卿への御成は、①当主就任と屋形拝領の祝い、②婚姻の祝い、の二度が基本であった。

(二) 天保三年の尾張藩市谷邸御立寄

尾張家には寛政期に四度と文政四年に家斉の御通抜が行われ、文化期に淑姫御守殿に一四度の御立寄、天保三年に上屋敷への御立寄が行われた。淑姫御守殿への御立寄は、拙稿で述べているので、ここでは天保三年の市谷邸御立寄についてみていきたい。

当時の尾張家当主は十一代斉温なりはるである。文政二年(一八一九)將軍家斉の一九男として誕生した。幼名は直七郎。同五年六月に尾張家十代当主斉朝なりともの養子になり、同九年五月元服、斉温と名乗ると、翌一〇年八月に斉朝の隠居により尾張家の家督を相続した。天保二年(一八三二)二月一日権中納言に転任。同八年八月二八日従二位に昇叙し権大納言に転任した。また、文政一一年一月に田安斉匡なりまさの一四女愛姫を正室に迎えるが、天保三年(一八三三)二月七日に死去した。同七年一月、近衛基前よしのりの養女福君ふくぎみと再婚する。同一〇年三月二〇日、江戸において二二歳で没する。

先に挙げた吉宗の事例では、息子の当主就任か婚姻のタイミングで御成が行われていた。また、佐藤豊三氏¹³⁾によると、寛政期の御通抜はいずれも尾張家の継嗣問題絡みか、慶事を祝う意味があったという。

右の経歴をみると、天保三年というのは、斉温が尾張家当主になって五年後、婚姻から四年後である。直前の慶事となると、前年一〇二月一日の権中納言転任になるが、当主就任や婚姻に相当する慶事といえるのだろうか。紀伊家の事例のように、当主就任から数年経過してからの御立寄という例もある。家斉の御立寄の理由を判断するのは、現状では難しい。

さて、尾張藩の史料をもとに、当日の式次第をみていきたい。史料一にあげた「国秘録」第三冊は、表題で「御成之記」となっているが、天保三年の御立寄当日の記録である。なお、史料中の「へ」は割註を示している。また、長文のため、一つ書きごとに番号を付した。

【史料一】「国秘録」第三冊 文恭院様市ヶ谷御成之記(徳川林政史研究所蔵)

(中表紙)「御当日之記書取」

(天保三年)三月廿三日

今日弥 御立寄可被遊与忝 思召候旨ニ而、御機嫌御伺旁 御本丸江御差出隼人正殿被相勤

但、御老中謁之廉ニ候得共登 城前ニ付前広御同朋頭江申談之上、

御側衆江 謁

①一、公方様五半時之御供揃へ五時江二寸前、御挾箱之由へニ而吹上

御庭江被為 成、御猶予無之同刻之御供揃ニ而 御立寄被遊

②一、御供御先勤共平服へ御供奥向紺足袋

1一、御用懸り之輩、暁八時揃

2一、御先勤御目付支配向召連参上ニ付、此御目付支配向も立会表向御メリケ所引渡

但、御座敷内ハ御目付封印、其外ハ御徒目付封印

3一、御先勤御小納戸頭取初参上ニ付、御用人出会、此御小納戸頭取・御小納戸立合

御錠口引渡御座敷向御メリケ所、御庭御メリケ所とも引渡

4一、御先勤若年寄衆御用懸り衆参上、奥御書院・御休息等見分

但、御用懸り衆ニハ御休息ニ而 御目見被 仰付、御意有之、

相済而御三之間ニ御作り台御覽被遊

5一、御先勤御持頭御先手頭参上、此御持頭・御先手頭分表御門・鑰石

御門此御目付受取、御徒目付江相渡、御持頭・御先手頭江引渡

6一、御膳奉行・御膳所御台所頭支配向召連、前夜分追々ニ参上、御道具

類も相廻候事

但、御長持百ニ拾棹程之由

7一、御膳建御膳所向御用人出会、御膳番江引渡

8一、御先勤之輩者都而中御玄関分、御供之輩者都而表御玄関より上候事

9一、御先勤之輩、暁分罷出候付、御小重詰御焼飯等被下

10一、中納言様御召服御服紗御半袴、御対顔相済候上、御平服ニ被為召替

奥向之輩ハ 上御召服ニ准

一、御殿中終日服紗半袴

一、席々張札、表向ハ御裏御門御番所ニ而取抜

一、御本丸御城附、御殿ニ御用有之候付、御城江ハ介役差出之

12一、田安御門御先之御注進ニ而御年寄衆・御側御用人・大御番頭格・御用人表御玄関分下り、表御門外西之方 御目見之場所江相廻

13 一、三番町中程 御先之御注進ニ而御錠口明、御固メニ者場所々々江罷出、御用懸衆并奥向之面々為御出迎 御駕籠台上迄罷出、御前御錠口ハ御書院南御縁頼通り、柳之間江 被為 入御待合、若年寄衆ハ御玄關脇扉重御門外北之方ニ被扣候事

14 一、市谷御門 御先御注進、御目付ハ御先格御小納戸頭取江申聞、頭取より市ヶ谷御門 御先之段 御前江申上、四時三寸廻り

御供御小納戸頭取、市ヶ谷御門ハ 御先江駈抜、田町御物見先大下水南之方石橋際ニ而扇子之合図いたし候付、表御門外腰懸中程ニ主税罷在受之、表御門迄駈上り扇子之合図いたし、鍬石御門外ニ孫左衛門罷在受之、柳之間前迄駈着立上、

御前鍬石御門外迄 御出迎（御先立半十郎、御跡隼人正殿、御附人二人・奥向五人、外ニ御草履取扱奥詰者）被遊候時、御小納戸頭取 御使を以 御上り被遊候様被 仰進候付、御立戻り（此節御年寄衆・御側懸りハ御門外、御目見之場所江相廻候付、御先立・御小姓頭取御跡奥向計）、御駕籠台之間ニ 御扣被遊（此節奥向之輩一統御メリ外江披く）

表御門外 御目見之節、隼人正殿、主殿頭殿ニハ若年寄衆披露（隼人・主殿ト披露）、御駕之御戸引之 上意有之（出テイルカト）、次ニ御年寄衆初罷在候付、若年寄衆披露（其外家老共初ト披露）

15 一、御駕籠台より 御前御先立被遊、其御先江御側衆相立、奥御書院江被為 成（此節北溜ニ御附人罷在 御目見）、御上段 御着座（御先立御側衆扣候辺ニ而御前御扣被遊、御勝手江御披）、御前御熨斗匏御持出御差上（御熨斗御膳番ハ隼人正殿ハ相渡、御同人より御前江被差上）、少し御跡江御確被遊、公方様御会釈被為 在、直ニ御

熨斗匏御引被遊（隼人正殿ハ御渡被遊）、重而 御出座、公方様御会釈被為 在、御下段江 御入被遊時、御立寄被遊忝 思召候旨、御用懸り衆御取合申上、上意有之 御退座、夫より隼人正殿・主殿頭殿一同被 召出、御用懸衆御取合 上意有之、退去濟而御年寄一同罷出 御目見、御用懸衆御取合、畢而奥御書院御後口通り、南御縁頼孔雀御杉戸際迄御廻り被遊、此所ハ御用懸衆御案内、御前御先立ニ而御休息江被為 入、御着座（御座間ノ御下段）、御前ニ茂 御着座（御下段御敷居内）、御対顔、此節 御前・前中納言様ハ之御上物最初ハ置付、御用懸り衆ハ御目錄御箱之上ニ置 披露（中納言様ハ鯛一折・御花瓶一対・杉御重一組・御花台共、前中納言様ハ鯛一折・御料紙・硯）、相濟而 御前江被為進候御品（茶宇嶋七卷）御小姓持出、御頂戴（御品御小姓ハ御次江下、御小納戸請取御用人并新穀三右衛門・稲田吉之允之内江相渡候筈）、御礼被 仰上、畢而 御前御案内ニ而大奥江被為 成

16 一、前中納言様江被進之御品ハ、御用懸衆ハ御年寄衆江被相達 御休息御次おいて土岐豊前守殿ハ隼人正殿江演達

披

召上り物

竹之間ニ而

御膳 二汁五菜

結侶ニ而

御干菓子

琴友亭ニ而

御塗重（御煮染・御肴）

（以下略）

18 一、若年寄衆・御側衆、休息所ニ而席画被 仰付、狩野晴川・狩野探信相勤

19 一、還御之御沙汰被 仰出候与、其段御附人江御小納戸頭取令申聞候付、

此御方御都合宜段、御附人より御小納戸頭取江申達、御挟箱出、

御錠口明、御供聞、御小納戸令御供御目付江懸合、御供宜段御目付

令御小納戸頭取江申出、其段御附人江申聞、御前今朝之通鎌石御

門外迄為御見送被為 入時、御上り被遊候様御用懸衆以 御使被

仰進、直御駕籠台之間江 御立戻被遊（夕方より少々雨降候付、急

而御用懸衆令具合有之、御駕籠台御縁類ニ而被申上候付、御下り不

遊）御扣、此節御供宜段言上有之、御駕ニ被為 召候節 御対顔

上意有之、直ニ 御駕籠ニ被為 召 還御 六半時二寸廻り

但、御先立御供等今朝之通

一、少々雨降候付、御年寄衆初表御門雨落、内ニ重座罷在 御目見

20 一、入御之節、獅子之御杉戸内ニ而御先勤御目付江 御逢、御挨拶有之、

御書院辺ニ御先勤御用懸衆江 御逢、御立寄被遊候御礼被 仰述

21 一、還御御機嫌為御伺、召刻 御本丸江植原金左衛門御差出

22 一、還御已後為御礼、御本丸江主殿頭殿御差出

23 一、御内々令御口上書御差上、還御御機嫌御伺被 仰上

○家斉の尾張藩邸到着まで

吉宗の御成における（i）にあたる。【史料一】①によると、家斉は五半時の御供揃で吹上御庭へ御成を行い、「御猶予無之」御立寄となった。西

將軍家斉の「御立寄」と「御通抜」

桔橋・拾三間御門・田安御門・三番町という道すじで、市谷御門を通過した。そこから尾張藩市谷邸の表門と鑰石門（ちやくせきもん）を通じて、玄關協（げんくわう）の御駕籠台へついた。同じ尾張藩市谷邸の淑姫御守殿への御立寄（い）でも、「御成」先にはほぼ滞在しておらず、主たる目的地は御立寄先であることが明白である。

なお、この移動時の供建について、事前に目付から御徒に対して通達された当日心得のなかに、次のような一条がある。

【史料二】「御徒方万年記」〔東京大学史料編纂所蔵〕天保三年三月一八日

来ル廿三日吹上御庭江被 成、夫令尾張殿屋敷江 御立寄被 仰出候ニ付、左ニ申達候

一、御道筋、矢来御門令扇稻荷前、田安御門・三番町通り、市ヶ谷御

門外左江御堀端通り、御先手組屋敷惣門前石橋御渡、尾張殿表

門通り、駕籠台令被為 入御、御成御道筋之通ニ而候事

一、最初吹上御庭江被為 成候節者例之御供建ニ而相廻り、尾張殿屋

敷江被為 御立寄候節者、遠 御成之御供建ニ而、衣服平服ニ而候

事

但、御先勤之面々も衣服平服之事

（以下略）

傍線部にあるように、家斉が江戸城から御成先の吹上御庭へ向かうときは「例之御供建」でまわり、尾張邸への御立寄では遠御成の供建にするという。具体的な差異は不明であるが、御成と御立寄では供建を使い分けていた。このため、供建を勤める御徒にとっては、その日の將軍の外出がどういう名目で行われるのか、事前に把握しておくことが重要だったのだろう。

○家育の到着と御目見

家育が尾張藩邸に到着すると、「表御門外西之方」で御目見が行われた【史料一】12・14。このとき御目見をしたのは、尾張家年寄衆・側用人・大番頭格・用人・尾張藩付家老成瀬隼人正(正壽)・主殿頭(正住)である。幕府の若年寄が「隼人・主殿」と名を読み上げて披露すると、御駕籠台で駕籠に乗ったままの家育が駕籠の戸を引いて「出ているか⁽¹⁶⁾」と声をかけた。ほかの年寄衆はじめ御側御用人・大御番頭格・御用人は、「そのほか家老ども初」と若年寄衆が披露した。吉宗の御成での(iii)にあたる。

御守殿御立寄の場合では、御守殿玄関前で御目見が行われ、公儀付人の淑姫用人・医師・膳所台所・用達・同朋と、尾張藩の家老・城代格・用人、尾張藩側の御守殿付用人が整列した。ただし、御守殿への御立寄がほぼ毎年行われたためか、「定例故申上等無之」と家育からの声掛けはなかった。○齊温の出迎え・献上儀礼

御目見が済むと、当主齊温の先導で奥書院(表御座ノ間)へ入り、最初の献上儀礼が行われ、鬘斗匏が贈られた。その後、御休息御座間へ場所を移して対顔し、斉朝の分も含めた贈答が行われ、終わると大奥へ入った【史料一】15。吉宗の御成と順番が異なるが、(ii)(iv)にあたる。

○衣服の召替

吉宗の御成の(vii)にあたる。この日、齊温は服紗半袴を着用していたが、「御対顔」が済むと平服に着替えた【史料一】10。前項であげた吉宗の御三卿御成でも衣服の召替があった。家育の御立寄でも、表向での対顔と献上儀礼が済んだあとに、召替が行われた。

このあとは大奥に入つてのこととなるが、【史料一】では、家育と齊温が大奥に入ったあとの行動の記述がない。【史料一】17に「万事大奥取

扱」とあるように、表向からは大奥内での動きはわからなかったのだろう。御立寄での召替は、吉宗の御成の事例と同様に、表向での公的な儀礼行事からの場面転換という意味合いをもっていたといえる。

なお、家育の衣服は記載がなく不明だが、齊温は服紗半袴で、御供の面々の衣服は平服とある。吉宗の御成のときと比較して、略式といえる。

○料理

【史料一】17にあるように、大奥では御膳が出され、いくつかの部屋で献上・下賜が行われた。具体的には、竹之間で御膳として二汁五菜が出され、そのほか庭園(楽々園)の結侶で御干菓子、琴友亭で塗重の煮染・肴、漱芳で煮染・香物・吸物・肴・鉢盛・作り台があった。さらに穆如閣では、後段(供応の食事のあとでさらに供する飲食物)として浮き麩(米の粉の団子をさす女房詞)・吸物・酒、御三度目(夜の食事)として廻り物・平・飯二鉢・香の物があつた。

そして、大奥でも家育への献上が行われた。献上者を見ると、対面所では齊温・斉朝・愛姫・乗蓮院(斉朝実母二条彰君隆子)・維学心院(宗睦養女琴姫)・松平義建(高須藩主)といった尾張藩主親族が並ぶ。さらに紀伊徳川斉順・同治宝・豊姫(斉順簾中)・水戸徳川斉昭・登美宮(斉昭簾中)の御三家の面々、田安斉匡・同斉荘・猶姫・一橋斉位・清水恒之丞(斉遷)・恭真院(清水斉明簾中英子女王)といった御三卿の名がある。このほか、播磨守・讃岐守・宮内大輔・円浄院・上杉弾正大弼・松平三河守・松平上総介・松平松菊・松平紀五郎・松平周丸などの名前が記されている。ただし、尾張藩主親族以外は、当日尾張藩邸にいたかは定かではない。このほか、竹之間で齊温、藤之間で愛姫、桜之間で乗蓮院から献上があつた。

家育への献上者が、尾張家にかぎらず、御三家・御三卿からも送られて

いる。淑姫御守殿での献上者が尾張藩主親族のみであったことからすると、かなり数が多い。寛政五年に行われた田安家への初御成においても、尾張・紀伊・水戸の御三家からも祝いの品が送られたという。今回の事例は、御立寄と称してはいるが家斉の市谷邸初訪問である。そのため、御成同様に御三家などからも献上があつたのではないだろうか。

さて、当日の家斉と斉温・愛姫の三人は、清風軒・結侶・西南台・西別殿・漱芳・琴友亭・淡水・穆如閣といった茶屋へも行っている。これが、吉宗の御成での(viii)にあたるのだろう。御守殿への御立寄の際は、尾張家側から御守殿が借りる形で清風軒を使用していたが、今回の御立寄は尾張家主催であるためか、楽々園内の茶屋をすべて使っている。

なお、【史料一】では出てこないが、若年寄・御側衆以下の当日御供の面々には、朝・夕・夜食の膳が出された⁽¹⁸⁾。

○席画

家斉が大奥に入っている間、休息所では御供の若年寄衆・御側衆が席画を仰せ付けられ、狩野晴川・狩野探信が勤めた【史料一】⁽¹⁸⁾。

吉宗の御成では能鑑賞があつたが、家斉の御立寄では能がない。その代わりの遊興として席画の場がもうけられたのだろう。よつて、これを(ix)と位置付ける。

○還御【史料一】19～23

家斉の還御は六半時二寸廻り、今の時間では夜七時一二分ほどであった。還御後の御機嫌伺いは、当主斉温が登城するのではなく使者が送られた。吉宗の御成の(x)である。

小括

吉宗による御三卿への御成は、下賜・献上儀礼↓饗応↓能鑑賞という式正の御成の流れを汲むものであつたという。それをもとに家斉の御立寄をみると、同様とみえるのは、將軍到着時の家臣の御目見・献上儀礼・衣服の召替・酒肴の饗応である。家斉の御立寄で能の上演がなかつたのは、家斉の嗜好によるところが大きだろう。歴代將軍が能を鑑賞していた時間を、家斉は庭園の散策に使つていたと推測する。なお、三代將軍家光の御成では、相撲・花火・乗馬などが行われた⁽¹⁹⁾というので、能上演以外の遊興を行う余地はあつた。

家斉の御立寄の式次第は、吉宗の御成の(i)～(x)の式次第うち(v)式三献の饗応と(vi)刀の下賜・献上を除いてあてはまる。將軍の訪問儀礼として吉宗の行つた御成と通じるものがあるといえる。

ただし、式三献がないという点は、あきらかに御成よりも簡略した行事であることを示している。斉温や御供の衣服が、吉宗の事例より略式であることからそれが表れている。

また、「式正の御成」や吉宗の御成では、武具・刀の献上・下賜があつたが、御立寄ではみられない。このことは、「主従関係を確認する儀礼」である「御成」とは異なるものとして、御立寄が行われたといえる。

三 家斉の御通抜

すでに述べたように、家斉は寛政期に御三卿以外で唯一尾張藩戸山邸へ

御通抜として訪問している。この一連の御通抜について佐藤氏は、格式はらないやり方での將軍訪問であったとし、今回とりあげた天保三年の市谷邸御立寄は、戸山邸での御通抜よりは格式だったものと評している²⁰。つまり、御成―御立寄―御通抜の順に格式に上下があるという。

では御立寄と御通抜は、なにを基準に使い分けられていたのか。表一の中の「御通抜」の例に着目したい。寛政期の尾張戸山下屋敷への四回と文政二年の一回、文化四年の田安下屋敷への一回で、ほかは福井霊岸島御住居へ二回、加賀本郷御住居へ一回行われている。

御住居への訪問は、それぞれ婚姻の翌年であることはすでに述べた。同じ家育の娘でも、尾張家へ嫁いだ淑姫と、水戸家に嫁いだ峯姫は御立寄であった。この差異は、御守殿か御住居かの違いであることは明白である。御住居は將軍姫君の婚姻後に住居する御殿であるが、従来の御守殿よりも簡略化されたものになる。この格差を家育の訪問にも導入して、御守殿へは御立寄、御住居へは御通抜と差をつけたのであろう。同様に、上屋敷へは御立寄、下屋敷へは御通抜と、行先に合わせて変えていたと考えられる。

おわりに

家育は御成好きとして知られ、頻繁に鷹狩などに出かけていたが、邸宅への訪問はごく限られた家のみであった。とくに御立寄と称して毎年訪問していたのは、自身の実家で親・弟が当主の一橋邸と、弟が当主を勤める田安邸、自身の子が当主となってからの清水邸、そして尾張家に嫁いだ娘の御守殿であった。ほかに、娘が婚姻または息子が養子先で家督相続すると、それぞれ御立寄・御通抜を行った。

御立寄の内容について、天保三年に尾張市谷邸で行われた御立寄をみると、享保期に吉宗が息子である御三卿それぞれに行った御成と通じる式次第であった。ただし、式三献がないなど、家育の御立寄は儀式としては大きく簡略化されている。また、主従関係を確認する刀の下賜・献上がみられないことは、「式正の御成」から大きく異なっている。

池ノ谷氏によると、吉宗が御三卿に対して行った御成は、御三卿をただの將軍家庶子ではなく、一つの「家」として確立させる狙いがあったとし、「式正の御成」を受ける家格と示す意味があったという。また、刀の贈答儀礼や能の上演は、親子の間柄でありながら、明確な主従関係を持たせるものであったとする。家育の時代には御三卿に対して家の確立を考える必要はなく、御立寄の式次第には「主従関係の確認」のための儀礼が消えている。

家育が娘の嫁ぎ先や息子の養子先へ御立寄・御通抜を行うことは、その家にとって、その人が將軍の子であると強く感じさせられたことであろう。家育が娘・息子に行った御立寄・御通抜は、「親子であっても主従関係をもたせる」という吉宗の御成とは逆に、「嫁ぎ先・養子先にあっても將軍家の子」と認識させる効果があったのではないだろうか。そして嫁ぎ先・養子先の大名家にとっても、將軍との直接的なつながりがあることを内外に周知されるといふ影響があったと推測する。

もちろん、家育が当初から一定の規定や意図をもって御成・御立寄・御通抜を行なったとは言い難く、今回まとめた傾向とは異なる例も散見する。また、家育の傾向を次代の家慶が継承したとは限らない。家育が御通抜で訪れた御住居を、家慶が御立寄として訪問する例もある²¹。家慶の邸宅訪問については、改めて研究が必要である。

註

- (1) 拙稿「將軍御立寄にみる御守殿」徳川林政史研究所「研究紀要」第五八号、二〇二四年。
- (2) 佐藤豊三「將軍家斉の戸山屋敷『御通拔』について」『金鯢叢書』第二二輯、一九九四年。
- (3) 堀内信編『南紀徳川史』第十四冊、名著出版、一九七一年、七頁。
- (4) 請求番号四一七三一・一五九。所蔵巻数は、巻六七(天明六年)〜巻二二(天保一三年)で、天保一一年正月〜天保二二年五月の分を欠く五十四冊。巻之八二(寛政一三年)から「御実紀調所」の印がある。
- (5) 本稿に関わる寛政〜天保期のうち、欠本は以下のとおりである。巻七一(寛政二年)〜巻八二(寛政一三年)、巻八四(享和三年)、巻八八(文化四年)・巻八九(文化五年)、巻九二(文化八年)〜巻九三下(文化一〇年)、巻一〇六(文政九年)・巻一〇七(文政一〇年)、巻一〇九(文政一二年)。
- (6) 注2参照。
- (7) 「御成御立寄并御通拔之節御床飭」国文学研究資料館所蔵田安德川家資料、一五―三四。
- (8) 『徳川諸家系譜』第一、続群書類従完成会、一九九五年(第四刷)。
- (9) 「御徒方萬年記」注4参照。
- (10) 家斉の將軍在任中、ほかに四人の娘が大名家へ嫁いでいる。元姫(文政四年二月二三日会津松平容衆へ入輿引移、同四年八月二三日死去)。文姫(文政九年一月二七日松平頼胤へ入輿引移、天保八年三月一六日死去)。盛姫(文政八年一月二七日鍋島斉正へ入輿引移、弘化四年三月一〇日死去)。和姫(文政一〇

年一月二七日毛利斉熙へ入輿引移、同一三年七月二〇日死去)。元姫・和姫は婚姻後半年程で死去してしまいが、盛姫・和姫にも家斉の訪問はなかった。それらの状況をさらに検討する必要がある。

(11) なお、この日程については、次のような決定経緯がある。

「右御立寄之儀、当二月十五日御比合、三月下旬ヨリ四月上旬迄之内ト被

仰出、四月五日ニ尚又五月上旬ト被 仰出、五月二日ニ至リ当秋へ御延引、

八月四日ニ九月九日前後ト段々被 仰出、本日無滞被為済タリ」『南紀徳川

史』第二冊、堀内信編、名著出版、一九七〇年、五九〇頁。

(12) 池ノ谷匡祐「吉宗期における御三卿屋形御成の政治的意義 ―田安家を中心に―」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』六三、二〇一八年。

(13) 注2参照。

(14) 茶字縞 (インドのチャウル(Cheer) 地方から渡来したところから)琥珀織りに似た薄地の絹織物。江戸時代に京都で製織された。夏の男袴に用いる。

(15) 注2参照。

(16) 「精が」出ているか」の意とみられると、深井雅海氏からご教示いただいた。

(17) 注2参照。

(18) 「国秘録」第三冊 文恭院様市ヶ谷御成之記 「御立寄之節御供中江被下候御台所菜数附」徳川林政史研究所所蔵。

(19) 佐藤豊三「將軍家御成」『徳川將軍の御成』図録、徳川美術館、二〇二二年。

(20) 注2参照。

(21) 「年録」四八〇巻、八三三―一、国立国会図書館デジタルコレクション。

